平取町外２町衛生施設組合からのお知らせ

令和２年
７月発行

衛生組合では国の施策や、法律に則り処理しています

当組合のごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法）に則り行っています。廃棄物の法整備について遡ると、左図のとおりとなっており、廃棄物から発生しうる、伝染病対策をはじめとした環境汚染を引き起こさない様に整備、改定されてきたものです。

法律上で、国から市町村へ一般廃棄物の主体的な権限を委譲され、現在までの処理を行ってきています。その為、廃棄物処理法第二条の四（国民の責務）で「国民は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を分別して排出し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（一部抜粋）と定められています。

組合は同法第四条にて、区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、適正な処理に必要な措置を講じずるよう努めること（一部抜粋）などと定められています。このことから、住民の皆様には様々なご協力を頂き、生活環境の悪化の防止や、処理の継続並びに分別による再生資源の確保、処理施設の延命化を行っているところです。

今回のコロナウイルスなど今後も様々な感染症等が発生すると考えられます。住民の皆様には組合の施策等にご理解いただき、引き続きご協力頂きます様、お願い申し上げます。

一般廃棄物ごみ、し尿（排泄物）に関する法律整備の流れ

1900 （明治33）	汚物掃除法（伝染病対策） 汚物処分について国から市町村へ委譲
1954 （昭和29）	清掃法 処理主体を全国の市町村に拡大
1970 （昭和45）	廃棄物処理法 一般廃棄物処理に関する市町村管理責任を制定
1976 （昭和51）	廃棄物処理法改正 最終処分場や、委託基準の項目を強化改正
1981 （昭和56）	広域臨海環境整備センター（フェニックス）法 廃棄物海面埋め立て処分場の整備について
1983 （昭和58）	浄化槽法 浄化槽設置と管理について整備
1991 （平成 3）	廃棄物処理法改正 廃棄物減量化再生利用等に関する整備
1995 （平成 7）	容器包装リサイクル法 容器包装の製造業者等によるリサイクル制度を整備
1998 （平成10）	家電リサイクル法 廃家電の製造業者等によるリサイクル制度を整備
1999 （平成11）	ダイオキシン類対策特別措置法 有害物質の放出基準などの整備
2000 （平成12）	循環型社会形成推進法 循環資源の利用促進と処理の優先順位の制定（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）

収集と処理が行えない場合に考えられること

コロナウイルスなどの感染が原因で、収集及び処理が止まった場合、最低２週間は全てのごみを出すことが出来ません。感染源となるようなごみの収集や処理について誰でもできるわけではありません。組合として収集時や、分別時の感染リスク、処理経費の軽減、並びに処理の継続が出来るよう、周知や警告を継続していきます。

ご協力頂きたい出し方

1. ごみ袋はしっかり縛り、封をしてください。
   収集時のごみの飛散防止や、ごみに直接触れることを防止し、ごみ袋の運搬及び積み込みをしやすくします。

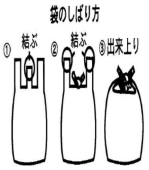

2. 資源ごみは必ず水洗いをして出してください。
   ウイルスが付着している可能性がありますので、水洗いを徹底してください。きれいに出してもらえると分別作業時の感染リスクを抑えれます。

3. 生ごみなどは水きりをしてください。
   水切りすることでごみの容量や重量を減らすことが出来ます。これにより収集作業の円滑化にもつながります。

4. 証紙には名前の記入を必ずしてください。
   ごみ処理証紙に名前を記入することで盗難防止になり、警告ごみについて出しなおす方を明確にします。

ごみ処理証紙	
氏名	

出したごみの責任は、排出者に最後まで責任があります。警告されたごみについてはしっかり出し直してください。個人の都合による身勝手なごみの出し方は認められません。場合によっては廃棄物処理法違反としての罰則もありますのでご協力をお願いします。

お問い合わせは 01457-2-2024 まで　裏面に続きます

皆さんのご協力に感謝いたします

コロナウイルスによる脅威の中で、無事に収集処理を継続できている事は、住民の皆様のご協力の事と感謝申し上げます。
今後についても様々な感染症が発生すると考えられます。分別についてご協力頂き、継続していただく事で、処理費の軽減が見込まれます。皆様のお力添えをよろしくお願いします。

最近、ごみステーションに独自で貼り紙をしていただいたり、住民の皆様の間で警告ごみについて注意し合ったりなどの取組みが増えています。今後も環境衛生向上にご協力頂き、清潔に使い続けることが出来るようご協力をよろしくお願いします。

ごみステーションは町内会（又は設置者）の管理です

警告されたごみは出した方に責任がありますので速やかに出し直してください。

一定期間放置されたごみについては、ステーションの管理者で片づけを行っていただく必要があります。放置が再発する場合などは開封調査を実施したり、警察にステーションの管理者として相談していただければと思います。

組合や町に放置ごみの回収を依頼する方がいらっしゃいますが、ステーションは、その地域の町内会などの設置者が管理者になっています。組合や、町で回収したとしても、解決にはなりません。

利用者の皆様で意識を高めていただき、それでも管理が出来ない場合は廃止を含めて検討してください。

警告ごみが放置されているステーション

警告されたごみについて不明な点は組合まで

警告されたごみについて、収集作業員へお声かけするのはやめてください。収集作業員は、組合のルールに則り、収集運搬と、警告を行う業務として委託しています。警告についてわからない事は、組合または町の担当窓口までご相談ください。

自分勝手なごみ出しで罰金 1000 万も！？

ごみについては、不法投棄や、野焼きなどについて罰則等があるという事はご存知の方も多いかと思います。

これは、廃掃法第一六条「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（投棄禁止）第一六条の二「何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」（焼却禁止※指定された方法は割愛）といった部分の違反になるからです。

つまり、指定日以外のごみ出しなどのルール違反は法律違反として 5 年以下の懲役または 1000 万以下の罰金、又はこれの併科になることもあります。分別を守らない行為や放置される行為も国民の義務違反として、罰則対象になることもあります。※特に都市部では独自に罰則規定を設けていることも増えています。